

# 島根県『環境農業』推進基本方針

## 第1 趣 旨

農業は、自然生態系の物質循環システムを活用して、再生産可能な資源を得るという点において、環境との調和無くしてその生産活動を長期にわたり維持することはできない産業である。また、農業及び農村地域は、国土・環境保全といった多面的かつ公益的な機能を有しており、その機能は適切な農業生産活動を通じて維持増進されている。

しかし、近年農業生産活動が拡大する中で化学肥料・農薬使用量の増加や畜産業の集約・大規模化にともない地下水の汚染が顕在化したり、また農地からの土壌流亡が問題となってきた。さらに地球温暖化の進行など、地球規模での環境変化が深刻化してきている。

このため、国においては「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）等に基づき各種施策を講じ、農業の持つ物質循環機能などを活かし、生産性の向上を図りながら、環境への負荷軽減に配慮した持続的な農業の確立を目指しているところである。

また、本県では「しまね食と農の県民条例」（平成19年2月）等により、地域の特色に応じた人と環境にやさしい農業の展開を経済活動と両立させながら県民全体で取り組む循環型農業（以下『環境農業』という。）の推進を図っていくこととしている。

そこで、本県における『環境農業』の推進を図るための基本的な方針を定めることとする。

## 第2 『環境農業』推進方策

『環境農業』を推進し具現化を図っていくため、意識の醸成、技術の確立・体系化・普及拡大、更には実践のための条件整備など、幅広い施策展開を行っていく。

特に有機農業については、島根県有機農業推進計画により、施策の推進方向や推進内容を定め、取り組んでいく。

### 1 意識の醸成

農業者が、環境と調和のとれた農業生産活動を営むため、最低限取り組むべき規範（「環境と調和のとれた農業生産活動規範」。以下「農業環境規範」という。）を遵守し、自らの生産活動の点検に努めるよう誘導する。

また、農業者も消費者も環境にやさしい農業の推進と自然環境の保全について共通認識に立ち、県民挙げて『環境農業』の推進を図る。

### 2 技術の開発、普及

『環境農業』を進めるには、効率的な施肥や病害虫・雑草の防除、家畜排せつ物の堆肥化等のリサイクルと適切な施用、農業からの非特定汚染源対策など、環境負荷軽減と資源循環に係る先進的技術情報が必要となる。

このため、農業技術センター等において、重点研究プロジェクトや栽培試験、土壌調査等を行いながら、新しい技術の開発や確立、資材の導入に努める。

技術の普及拡大については、農林振興センター（隠岐支庁にあっては農林局。以下同じ。）段階に技術実証圃を設置するとともに、農業者を対象に研修会等を実施することとし、認識の醸成に併せ技術の普及を図っていく。

さらに、有機農業技術等については、県普及指導員の技術指導力の強化を図り、技術の速やかな普及に努めるとともに、地域の状況を踏まえた有機農業技術の向上・確立を図る。

### 3 担い手の育成、確保

持続農業法に基づく認定農業者（愛称：エコファーマー）の認定及び育成支援並びに有機農業実践者への育成支援を行い、『環境農業』を実践する農業担い手の確保に努める。

### 4 農産物の流通・消費の拡大

化学合成農薬や化学合成肥料を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、地域資源を有効活用すること等により、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した有機農業による農産物や、化学合成農薬及び化学肥料の使用を半以下に抑えた本県独自の「エコロジー農産物」の推奨制度の浸透を図り、一般消費者へのPRを行い、流通・消費の拡大に努める。

### 5 有機性資源の有効活用

家畜排せつ物及び食品廃棄物の適正処理による堆肥化等を進めるとともに、優良堆肥の耕種農家への安定的な供給体制を促進し、耕畜連携の一層の推進を図る。

### 6 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

産業廃棄物として大量に発生している農業用廃プラスチックについて、島根県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会等と連携を図りながら当該地域における排出・処理状況等の実態を把握し、効率的な回収・処理を推進する。

### 7 実践のための条件整備

各種補助奨励事業や制度資金等を活用し、土地基盤、栽培施設、高能率機械、分析診断施設、有機物供給施設など、地域の実情に応じて『環境農業』が実践できるよう条件整備を進めていく。

## 第3 推進体制

『環境農業』を推進するため、県段階においては、県、農業団体、流通業者、消費者、学識経験者によって構成する「島根県『環境農業』推進協議会」により、推進基本方針、技術指針等を検討するとともに、情報の収集・提供、啓発活動等幅広い取り組みを行うものとする。

また、地域段階において、農林振興センター、市町村、農業協同組合、農家代表等により地域の条件に応じた合理的な生産方式、地区全体の資源の有効利用方策や供給体制づくり等を検討し、市町村における環境保全型農業等の推進に係る方針を策定する。

具体的な推進にあたっては、別表に掲げる関連指針・要領等によるほか、必要な事項は別途定める。

## 付 則

この方針は、平成6年3月29日から施行する。

一部改正 平成9年1月28日

一部改正 平成18年4月1日

一部改正 平成19年11月26日

一部改正 平成25年3月29日

一部改正 平成27年4月16日

一部改正 平成29年5月30日

一部改正 平成30年4月2日

一部改正 平成31年4月1日

## 別 表

名 称	施 行 日 等
島根県『環境農業』推進協議会設置運営要領	H11.11施行 H27.4最終改正
島根県持続農業導入指針	H12.2策定 H30.7最終改正
島根県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（エコファーマー認定要領）	H12.2施行 H28.4最終改正
島根県エコファーマーマーク使用規程	H24.4施行 H26.6最終改正
島根県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定に当たっての留意事項	H12.2施行 H27.4最終改正
島根県エコロジー農産物推奨要領	H12.4施行 H31.4最終改正
島根県エコロジー農産物加工食品推奨要領	H13.1施行 H30.4最終改正
島根県エコロジー農産物推奨審査基準の制定について	H17.6通知 H26.3改正
島根県エコロジー農産物推奨マーク使用要領	H23.9施行 H24.4最終改正
「特別栽培農産物の表示に係るガイドライン」に基づく慣行レベル	H16.3策定 H30.7最終改正
島根県エコロジー農産物における化学合成農薬の有効成分使用回数のカウントの取扱いについて	H17.7通知
『環境農業』取組拡大支援事業費補助金交付要綱	H24.4施行 H31.4最終改正
「環境を守る農業宣言」推進事業実施要領	H19.7施行 H27.4最終改正
島根県有機農業推進計画	H20.3策定 H25.3最終改正
みんなでつなげる有機の郷事業費補助金交付要綱	H29.4施行 H31.4最終改正
環境保全型農業直接支払交付金実施要綱	H23.4施行（農林水産省） H29.4最終改正
環境保全型農業直接支払交付金実施要領	H23.4施行（農林水産省） H31.3最終改正
環境保全型農業直接支払交付金交付要綱	H23.4施行（農林水産省） H29.4最終改正
島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱	H23.4施行 H30.4最終改正

名 称	施 行 日 等
島根県農業用廃プラスチック適正処理推進指針	H11.12策定
島根県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	H28.10策定
島根県環境と調和した畜産振興推進指導要領	H12.9通知 H29.3最終改正
環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）	H17.3策定（農林水産省）
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	H11.7制定（農林水産省） H25.11最終改正
有機農業の推進に関する法律	H18.12制定（農林水産省） H23.8最終改正
有機農業の推進に関する基本的な方針	H19.4策定（農林水産省） H26.4最終改正

〈 参考 〉

- 島根県農林水産部農産園芸課HP <http://www.pref.shimane.lg.jp/nosan-engei/>
- 農業環境規範HP [http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen\\_type/h\\_kihan/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/)